

2024年3月15日

各位

株式会社 山形銀行

### ICキャッシュカードの生体認証サービス取扱終了に伴う規定改定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、2023年9月11日（月）に掲載いたしましたお知らせのとおり、ICキャッシュカードの生体認証サービス（※）の取り扱いを終了いたします。

生体認証サービス終了に伴い、2024年4月1日（月）より、「ICキャッシュカード特約」、「やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定」について改定いたします。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（※）生体認証サービス … ICキャッシュカードに生体情報（指静脈情報）を事前にご登録いただくことにより、指先の静脈パターンを照合することでATMをご利用いただけるサービス

1. 改定日

2024年4月1日（月）

2. 改定対象の規定

「ICキャッシュカード特約」

「やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定」

3. 改定内容

（1）対象規定のなかの「生体認証サービス」に関わる文言、記述を削除する。

（2）改定後の規定は以下のとおり。

「ICキャッシュカード特約」別紙1

「やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定」別紙2

以上

本件に関するお問い合わせ先  
事務統括部 事務企画・管理グループ  
TEL 023-634-7048  
【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除きます）

## 山形銀行 IC キャッシュカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) ICキャッシュカードとは、ICチップを搭載したキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）のことをいいます。
- (2) この特約は、「山形銀行キャッシュカード規定」、各カードローン規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

### 2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは以下の支払機で利用できます。
  - ① 当行のIC対応の支払機
  - ② 提携銀行のIC対応の支払機
  - ③ 上記以外の当行および提携銀行の支払機
- (2) ICカードで上記(1)①～②の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います（以下「IC認証取引」といいます。）。
- (3) ICカードで上記(1)③の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、磁気ストライプによる払戻し等を行います（以下「磁気ストライプ取引」といいます。）。
- (4) 上記(2)において、提携銀行によっては、磁気ストライプ取引となる場合があります。

### 3. (1日あたりの取引限度額)

- (1) ICカードによる1口座1日あたりの取引限度額は、「カード振込と現金払戻しの合計」、「現金払戻し」、「提携銀行でのカード振込と現金払戻しの合計」において、当行所定の金額の範囲内とします。なお、取引限度額には、磁気ストライプによる取引金額が含まれるものとします。
- (2) ICカードまたはキャッシュカードと各種ハイブリッドカードまたは代理人カードの複数カード発行口座における各々のカードによる取引の合計額は、前記(1)の取引限度額の範囲内とします。
- (3) 取引限度額には、現金自動預入支払機による通帳払戻しを利用している場合の支払機を利用した通帳による取引金額が含まれるものとします。
- (4) 取引限度額は当行所定の方法により、当行所定の範囲内で変更することができます。
- (5) 磁気ストライプのキャッシュカードからICカードへの切替等、カード種類を切り替えた場合、事前にお客さまが個別に変更していた取引限度額は引継がれませんので、必要に応じ、あらかじめ取引限度額を変更してください。

### 4. (代理人カード)

代理人カードは、本特約を適用するほか、山形銀行キャッシュカード規定第7条により取扱います。

### 5. (故障等の対応)

- (1) 前記2. に規定された支払機が故障した場合、またはICチップ機能に障害が発生した場合等において、「IC認証取引」ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。これらの影響による損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (2) 前項において、ICチップ機能に障害が発生した場合は、当行所定の手続に従って、すみやかに当行へICカードの再発行を申し出てください。

### 6. (発行手数料)

ICカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。

以上

## 山形銀行やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定

### 1. (契約の成立)

当行所定の現金自動預入支払機による通帳払戻し利用の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該現金自動預入支払機による通帳払戻し利用に係る契約が成立するものとします。

### 2. (現金自動預入支払機による通帳払戻しの利用)

当行の現金自動預入支払機（以下「支払機」といいます。）による通帳払戻しは、次の場合に利用することができます。

- ・普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）の払戻しをする場合
- ・貯蓄預金の払戻しをする場合
- ・各種ローン口座から借入をする場合

### 3. (自動機利用手数料)

- (1) 通帳払戻しをする場合には、当行所定の支払機の利用に関する手数料（自動機利用手数料）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は預金の払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金（またはローン）口座から自動的に引き落とします。

### 4. (通帳・暗証の管理等)

- (1) 通帳払戻しの利用に際しての暗証は、カード取引のための届出暗証を使用してください。
- (2) 当行は、支払機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (3) 通帳は他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

### 5. (偽造・盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義の普通預金通帳および貯蓄預金通帳の偽造または盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、「山形銀行キャッシュカード規定」第11条（偽造カード等による払戻し）および第12条（盗難カードによる払戻し等）の各条項が準用されるものとします。
- (2) 本条の規定は、法人のお客さま名義の預金通帳、およびローン口座の借入専用通帳には適用されません。

### 6. (通帳の紛失、届出事項の変更)

通帳を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

### 7. (利用の制限)

- (1) 通帳払戻しの利用は当行の支払機に限るものとします。当行が提携している金融機関ではカードによる払戻しのみで、通帳払戻しの利用はできません。
- (2) 通帳の記帳頁が満行となったときは、通帳払戻しはできません。この場合はカードによる払戻しをしてください。また、窓口で通帳繰越の手続きをしてください。
- (3) 通帳払戻し利用口座について代理人カードを発行している場合、代理人の暗証では通帳払戻しはできません。
- (4) 通帳払戻しによる1口座1日あたりの取引限度額は、契約いただいているカード種類により、次のとおりとします。なお、取引限度額はカードによる払戻しとの合計金額となります。
  - ① カードが磁気ストライプカードの場合  
「山形銀行キャッシュカード規定」第4条3項に定める取引限度額が適用されるものとします。
  - ② カードがICキャッシュカードの場合  
ICキャッシュカードの場合は「山形銀行ICキャッシュカード特約」第3条2項のうち「現金払戻し」における取引限度額が適用されるものとします。

### 8. (利用の解約)

- (1) 通帳払戻しの利用を解約する場合は、書面によって当店へ届出てください。
- (2) 利用口座が解約された場合、あるいは利用口座のカード取引がすべて解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。

#### **9. (規定の準用)**

この規定に定めのない事項については、当行の山形銀行キャッシュカード規定、各カードローン規定、ご繁盛カードローンパートナーカード規定、および各種ハイブリッドカード規定を準用します。

#### **10. (準拠法・合意管轄)**

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### **11. (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上